

商品概要説明書

(令和6年10月1日現在)

1. 商品名	・大同の相続定期預金「敬承」
2. ご利用可能な方	・個人のお客様。(原則、組合員) 相続手続きにより取得した資産を原資として預入されるお客様。 (なお、相続による不動産・有価証券等の換金代金も含まれます)
3. 書類のご呈示	・原資を相続資産に限定していますので、原資の証明として下記書類のご呈示をお願いいたします。 (イ) 当組合で相続手続きした場合、書類のご呈示は不要です。 (ロ) 当組合以外で相続手続きした場合、下記書類のいずれか1つをご呈示いただき相続資金の確認をさせていただきます。 ①金融機関宛届出の相続手続きに関する届出書または相続払戻依頼書の写し ②遺産分割協議書の写し ③遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)の写し及び被相続人の預金等の支払計算書の写し ④被相続人の除籍謄本(必要に応じて、被相続人と申込人の関係を確認できる資料が必要です)
4. 書類の有効期限	徴求書類①②④の場合は書類日付より1年以内、③の場合は被相続人の預金等の支払計算書の日付より1年以内とします
5. 預入期間等	1年、3年、5年のいずれか 【満期日について】 応答日が休日の場合は、翌営業日となります。
6. 預入方法等 (1) 預入方法 (2) 預入金額、単位	・当組合の本支店の窓口でお預入れできます。 ・1預入あたり100万円以上 1円単位
7. 払戻方法	・口座開設店の窓口で満期日以後に元金と利息を払戻します。
8. ご継続について	・本定期預金は自動継続定期預金ではありません。1度限りの定期商品ですので、満期到来時に引続きお預入れいただく場合は、他の定期商品への切替えをお願いします。
9. 利息 (1) 適用金利 (2) 計算方法 (3) 利払方式	・当組合所定の約定利率を満期日まで適用します。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で利息を計算します。 ・3、5年定期預金の利払方式は複利型に限定します。(中間利払なし)
10. 税金	・20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%) ※マル優をご利用の場合を除きます。
11. 手数料	—
12. 中途解約時の取扱い	・やむをえず満期日前に解約する場合は、後述の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに支払います。
13. 金利情報	・窓口にお問い合わせください。
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記のご相談窓口にお申出下さい。 【ご相談窓口 大同信用組合 リスク管理統括部】 - 受付日：月曜日～金曜日(祝日及び組合の休業日は除く) - 受付時間：9:00～17:00 - 電話番号：06-6541-2906 - 住所：〒550-0014 大阪市西区北堀江 1-4-3

14. 苦情処理措置・紛争 解決措置	・紛争解決措置 公益社団法人 総合紛争解決センター（電話：06-6364-7644） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記ご相談窓口または「大阪地区しんくみ苦情等相談所」・「しんくみ相談所」にお申出下さい。また、お客さまから前記弁護士会仲裁センター等に直接お申出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会下さい。 【社団法人大阪府信用組合協会 大阪地区しんくみ苦情等相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：00 電話番号：06-6941-1441 住 所：〒540-0026 大阪府大阪市中央区本町 2-3-9 【一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：00 電話番号：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1 なお、苦情処理措置・紛争解決措置の対応等については、当組合ホームページでもご覧頂けます。 ※ホームページアドレス https://www.daido.shinkumi.jp/
15. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
16. 中途解約利率	・当組合がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合は、約定したお預入れ期間に対する実際のお預入れ期間に応じて、以下の中途解約利率(小数点第4位以下は切捨て)により計算した利息とともに支払います。 (1) 約定したお預入れ期間が1年以上3年未満で、実際のお預入れ期間が下記の場合 ① 6か月未満・・・解約日における普通預金利率 ② 6か月以上1年未満・・・約定利率×50％ ③ 1年以上3年未満・・・約定利率×70％ (2) 約定したお預入れ期間が3年以上4年未満で、実際のお預入れ期間が下記の場合 ① 6か月未満・・・解約日における普通預金利率 ② 6か月以上1年未満・・・約定利率×20％ ③ 1年以上2年未満・・・約定利率×30％ ④ 2年以上3年未満・・・約定利率×50％ ⑤ 3年以上4年未満・・・約定利率×70％ (3) 約定したお預入れ期間が4年以上5年未満で、実際のお預入れ期間が下記の場合 ① 6か月未満・・・解約日における普通預金利率 ② 6か月以上1年未満・・・約定利率×10％ ③ 1年以上2年未満・・・約定利率×20％ ④ 2年以上3年未満・・・約定利率×40％ ⑤ 3年以上5年未満・・・約定利率×70％ (4) 約定したお預入れ期間が5年で、実際のお預入れ期間が下記の場合 ① 6か月未満・・・解約日における普通預金利率 ② 6か月以上2年未満・・・約定利率×10％ ③ 2年以上3年未満・・・約定利率×30％ ④ 3年以上4年未満・・・約定利率×50％